# だい しょう こうれいしゃほけんふくしけいかく 第3章 高齢者保健福祉計画

## 1. 目 標

高齢者が毎日をいきいきと暮らし、健康であると感じられるよう、高齢期にわたる健康づくりの施策を推進します。また、高齢者の人としての尊厳を踏まえ、住みなれた地域で自立した生活を送るための支援や、安心して暮らせるための地域の支え合いの仕組みづくりを推進します。

#### げんじょう かだい **2. 現状と課題**

21世紀を迎え、社会の高齢化は急速に進行しており、「寝たきり」、「認知症」、「低栄養」の増加等が大きな課題となっています。また、運動不足が原因の一つとも考えられる生活習慣病の増加が社会問題となっています。

高齢期を迎えても、一人ひとりが健康で、生涯を通じ、いきいきと暮らしていくためには、病気や寝たきりなどにならないよう、日頃から健康に対する意識を持ち、生活の質を高めることが大切です。健康づくりを進めるために、市民とりの働し、保健・医療・福祉・環境・教育等の各種関係機関と協力・連携をし、健康で元気なまちづくりを推進していきます。

一方、高齢者の現状についてみると、2006年(平成18年) 1月現在、国立市の人口73,626人に対し65歳以上の高齢者は12,326人で、高齢化率は16.7%となり、そのおよそ8割は、介護を必要としない高齢者です。今後、こうれいか 高齢化さらに進み、2015年(平成27年)には、65歳以上の高齢者人口は16,187人、高齢化率は21.6%になると推計されています。

団塊の世代が高齢期を迎える 2015年(平成27年)を控え、認知症や一人暮らしの高齢者の増加が見込まれます。誰もが住み慣れた町でその人らしい生活を送るために、地域で支える仕組みが必要とされています。

このため、要介護状態にならないように、日常的な健康管理や予防対策、介護 状態になったときは適切なサービスが提供され、身体状況の悪化を極力防 

たいまうたい 状態になったときは適切なサービスが提供され、身体状況の悪化を極力防 

たいおう もと

さらに、介護予防や生きがいづくり、健康づくりや地域支援を推進するため

に、老人クラブ、ボランティア、NPO、社会福祉協議会をはじめ地域団体などとの協働も必要と考えます。

#### 3. 施策の方向

(1) 高齢者の健康づくりを推進します。

健康づくりは、個人の健康観により一人ひとりが主体的に取り組む課題であり、生活習慣の見直しなど、自分自身の健康状態を知ることから始まります。 心身にしょうがいや健康上の問題を抱えていても、健康で自立していることと同様に、自らが「私は健康である」と感じられ、毎日をいきいきと暮らすことが大切です。

地域の皆さんと行政が一緒になり、そのための環境づくりに取り組んでいく ことが必要となります。

# ①「元気なくにたち健康づくり計画」の取組

国立市では、2004年(平成16年)9月に、子どもから高齢者まで、すべての市民に対する健康づくり計画「元気なくにたち健康づくり計画」を策定しているので、この計画の中で示されている今後の取組との整合性を図る必要があります。

#### ア. 運動関連

高齢者の約4人に1人、75歳以上では約3人に1人が、過去1年間に転んだ経験があるので、転ばない体づくりへの取組が必要となります。

- ・ 転倒予防教室の充実
- くにたちオリジナル体操の普及

## イ. 栄養関連

高齢者が良好な健康状態を維持するため、低栄養とならないような食事を 摂取することが必要です。

- かくしゅりょうりきょうしつなど じっし各種料理教室等の実施

#### ウ. 休養・こころの健康関連

2003年末 (平成15年末) 時点で、要介護1以上に認定されている人の中で、 認知症等の人が15%以上いることから、その予防に努めることが必要です。

- ふれあい活動の場づくり
- こうえんかいなど じっし講演会等の実施

#### けんこうしんさかんれん **エ. 健康診査関連**

高齢期においては、生活習慣病予防に加えて生活機能の低下による、いわゆるうなんしょうこうぐんとはぼうすることが重要であり、その早期発見に努めることが必要です。

せいじんきほんけんこうしんさ じゅうじつ こうれいしゃせいかつきのうひょうか じっし・成人基本健康診査の充実 (高齢者生活機能評価の実施)

# ② 老人保健法に基づく事業 (医療等以外) の実施

介護保険法の一部改正により、介護保険制度が予防重視型システムへ転換されることに伴い、老人保健法に基づくヘルス事業については見直されました。今後は、介護保険制度における地域支援事業と調整を図り、実施していきます。

・ 健康教育 ・ 健康相談 ・ 機能訓練 ・ 訪問指導 ・ 健康手帳 ・ 健康診査

#### (2) 高齢者の社会参加を推進します。

少子高齢社会が進む中で、中高年齢者などの健康づくりへの関心が高まり、体力の向上にもつながっており、男女の平均寿命は今後もさらに延びる傾向にあるといえます。また、数年後には、いわゆる「団塊の世代」の人たちが定年を迎え、大勢の方々が地域社会に戻ってくることが予想されます。このような状況のもとで、高齢者が社会参加を通して、元気で生きがいのある生活が送れるように、ハード面、ソフト面とも環境を整えていく必要があります。そのため、高齢者の知識、経験、技能、趣味等の活用による社会参加のあり方や、老人クラブ、サークル活動やボランティア活動への参加のあり方などを検討し、事業の推進を図ります。

- ・ シルバー人材センターと就労
- \* ボランティア活動への参加、情報提供
- サークル活動の推進
- たまり場の継続

## ・ 高齢者実態調査の実施 [2007年度 (平成19年度) 個別事業]

# (3) 介護予防の新しい展開を図ります。

2006年(平成 18年) 4 月から施行された介護保険法に基づき、介護保険制度は、 大きによりました。 これまでも、予防というがいないありましたが、今回の改正は、そのことをより明確にしたものです。

介護予防に取り組む趣旨は、「高齢者がどのような状態であっても自分らしく自立して、住みなれた地域で生活を継続できる」ことを行政が支援することと考えます。なお、支援に当たっては、予防を押し付けるのではなく、十分なせらかいに基づく被保険者の理解のもとに、自主性や選択性を尊重することが必要です。また、支援は、介護保険制度を中心に地域(NPO・住民・自治会・関係機関等)全体で、支える仕組みが必要です。

#### ① 介護予防に取り組む体制

#### ア 地域包括支援センターの設置

従来、国立市には、市役所内に直営の基幹型在宅介護支援センターが1か所、社会福祉法人委託の地域型在宅介護支援センターが3か所ありました。2006年(平成18年)4月からは、市役所内に直営の地域包括支援センターを1か所数置するとともに、市民の方の利便も考慮し、地域型の支援センターは、地域包括支援センターの地域窓口(3か所)として再編いたしました。

・地域包括支援センターの設置と充実

## イ 健康づくり部門等との連携

また、社会体育事業や社会教育事業といったものも、介護予防という観点からみれば、有益なもので、情報の共有など組織内における横の連携も重要であると考えられます。

- ・介護予防事業と疾病予防事業の統合化
- ・社会体育、社会教育部門等との連携強化

# かいごよぼうたいしょうしゃ せんていしゅほう 介護予防対象者の選定手法

要介護・要支援になるおそれのある高齢者(生活機能の低下の早期発見)の はっけんしゅほう としては、①成人基本健診(高齢者生活機能評価)、②関係機関 (主治医・民生委員)からの連絡、③保健師等の訪問活動、④要介護認定が非該当であった場合の連絡、⑤本人あるいは家族が直接訪問することが考えられます。 はたたちし はいじんきほんけんしん ちょくせつほうもん することが考えられます。 をたたちし なん 基本健診の受診率が80%以上と高いことから、成人基本健診と あっせて行う生活機能健診が主要な手法となってきます。

・成人基本健診時における生活機能健診の実施

# ③ 介護予防事業の実施

介護予防事業対象者に選定された方には、地域包括支援センターの保健師がかいこよぼうできまった。 が護予防のマネジメントを実施し、市は、地域包括支援センターが作成したケアプランに基づき、介護予防事業を提供します。なお、介護予防事業については、直営で実施する部分もありますが、その専門性を踏まえた場合、適切な民間で源の活用も必要であると考えます。特に、市内には東京女子体育大学があることから、介護予防や健康づくりについて連携を図っていきます。

こうれいしゃ し さく 高齢者施策 (ハイリスクアプローチ) と一般高齢者施策 (ポピュレーションア プローチ) に分類されます。

特定高齢者施策は、「通所型介護予防事業」と「訪問型介護予防事業」に分類されますが、通所型の事業が主体となり、訪問型は閉じこもり高齢者など通所が正常な方等を対象に限定的に実施することとなります。特定高齢者施策として、具体的に予定されているのは、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上、関じこもり予防・支援、認知症予防・支援、うつ予防・支援、その他事業となります。

いっぱんこうれいしゃしゃく 一般高齢者施策は、「その他介護予防事業」として実施し、特定高齢者施策と そうご れんけい じっし ぜんきじぎょう ふきゅうけいはっ 相互に連携して実施するもので、前記事業の普及啓発となります。

国立市としても、既存の介護予防地域支え合い事業や在宅介護支援センター
うんないじぎょう ろうじんほけんじぎょう かいこよぼうじぎょう として再編し実施していきます。例えば、自立支援ホームヘルプサービス・デイサービス、食事サービス、デイホームなどは、より介護予防に資するという視点から再編をしていきます。

介護予防の対象者は、高齢者人口に対して、2006年度(平成18年度)は3%、2007年度(平成19年度)は4%、2008年度(平成20年度)は5%とし、また、介護予防の効果(状態が維持または改善する者)は、地域支援事業の対象者に対して、2006年度(平成18年度)から 2008年度(平成20年度)までにおいては、6%から10%程度とすることが適当と考えられます。

- ・介護予防事業として、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上、閉じこもり予防・支援、認知症予防・支援、うつ予防・支援、その他事業の実施。
- ・自立支援ホームヘルプサービス、自立支援デイサービス、食事サービス、デイホームを介護予防に資するという視点から再編。

# 4. 地域支援の体系的な推進

地域支援事業は、地域包括支援センターの体制を整備し、同センターを中心に包括的・継続的マネジメントを行っていくこととなります。なお、従来の
がいきがたざいたくかいこしえん
地域型在宅介護支援センターは、地域包括支援センターの地域窓口として、引き
が、そうごうそうだん。けんりょうごおよります。
続き総合相談、権利擁護及び地域づくりを行っていきます。

#### (1) 包括的支援事業の実施

地域包括支援センターを中心に、包括的支援事業(介護予防マネジメント、 そうごうそうだんしえん。 けんりょうご ぎゃくたいぼうし ちいき かんこえん おこな なお、総合 総合相談支援、権利擁護、虐待防止、地域ケア支援)を行います。なお、総合 相談支援や権利擁護、虐待防止については、利用者の利便といった観点から まょてん (窓口)整備を行うことが求められます。

- ・介護予防マネジメント、総合相談支援、権利擁護、虐待防止、地域ケア支援の実施
- ・利用者の利便を図る拠点整備

#### ほけんふくしじぎょう じっし (2) 保健福祉事業の実施

かいごきゅうふひてきせいか かぞくかいごしえん にちじょうせいかっしえん じっし・介護給付費適正化、家族介護支援、日常生活支援の実施

#### (3) 高齢者の見守りネットワークづくり

地域の認知症の方や一人暮らし高齢者を孤立させることなく、近隣住民や はばひろい市民の参加と協力により、高齢者の見守りネットワークづくりを推進していきます。

#### 5. 高齢者ワーキンググループからの提言

高齢者福祉施策に関するワーキンググループからの提言事項は、次のとおりで、今後各施策の中で実現を図っていきます。

- こうれいしゃしさく てってい こうれいしゃ めせん た すいしん I 高齢者施策のPRの徹底を高齢者の目線に立って推進する。
- Ⅱ 高齢者への見守りネットワークづくり。
- Ⅲ 市民から遺贈された財産の活用。

#### 6. 施策一覧

今後の高齢者の増加や認知症高齢者への対応を踏まえた場合、まず介護予防に重点を置くことが求められます。その際には、現行事業の再編も視野に入れ、ばんそくとしては事業のあり方も含め、本人負担導入、見直しの検討を行うことが必要と考えます。たとえば、既存事業で本人負担を求めていない場合、その事業の性格や目的、また、本人負担を求めている場合でも、他市や他制度との均衡といった面に照らし、検討することが必要です。

なお、介護予防地域支え合い事業、在宅介護支援センター運営事業、老人保健 ヘルス事業の一部は、地域支援事業に再編しました。

#### ① 新規事業

# にぎょうめい たいゎ と たいさく こえ あんぴかくにん 事業名1:対話、閉じこもり対策としての声かけと安否確認

事業目標:高齢者の安否が確認でき、生きがいを持って日常生活が送れるよう支援します。

事業内容:個人のプライバシーに配慮する中で、高齢者宅を訪問し、声かけ、安否の確認等を行います。

## 

事業内容:ワーキンググループを設置し、当事者の視点でとらえた災害時 対策について検討します。

#### ② 充実する事業

#### 事業名3・食事サービス

事業目標:高齢者の健康を保持し、安否を確認するとともに地域社会での 孤立を防ぎ、高齢者の福祉向上を図ります。

事業内容:特定高齢者として低栄養と判定された者及び地域包括支援センターが食事サービスによる支援が必要と判定された者に対して週2回から5回の食事を提供します。

# じぎょうめい ほうもんかいごいん けんしゅうじぎょう 事業名4:訪問介護員(ホームヘルパー)研修事業(フォローアップ)

じぎょうもくひょう かいごほけん じゅうじ もの しつてきこうじょう めざ事業目標:介護保険に従事する者の質的向上を目指します。

事業内容:市が主催する研修を実施します。

#### しぎょうめい 事業名5:おむつ支給事業

事業目標:身体上又は精神上のしょうがいによる寝たきり高齢者に対しておむつの貸与等をすることにより、当該寝たきり高齢者及びそのかいことを対しておいてきなれる。 けいざいてき しんたいてきなたん けいげん さいたくこうれいしゃ なくしぞうしん 介護者の経済的、身体的負担を軽減し、在宅高齢者の福祉増進を図ります。

事業内容:選択できるおむつの種類を利用者や家族の声を聴く中で、増やしていきます。

#### じぎょうめい ろうじんにゅうよくけん しきゅう 事業名6:老人入浴券の支給

事業目標:高齢者の健康保持及び社会参加を助長することによって、高齢者の福祉増進を図ります。

事業内容:70歳以上の一人暮らし世帯に年48枚の入浴券を支給します。また、高齢者のみの世帯で、自宅に風呂の無い方にも一人につき、年48枚の入浴券を支給します。

# ③ 継続する事業

• 高齢者生活機能健康診査
・徘徊高齢者位置情報システム
・借上住宅
・住み替え家賃助成
・寝具乾燥消毒
・たまり場の継続
・百歳記念品
・老人クラブ補助金
• 保養施設利用助成
・くにたちオリジナル体操の普及
<ul><li>・介護保険低所得者特別対策(訪問・通所)</li></ul>

# ないよう みなお うえ けいぞく じぎょう 内容を見直した上で継続する事業

・総合相談、支援(在宅介護支援センター)	・健康手帳
・健康教育	・健康相談
・訪問指導	・転倒骨折予防教室
・低栄養予防教室	・機能訓練
<ul><li>地域型訪問歯科健康診査</li></ul>	・自立支援デイサービス
・自立支援ホームヘルプサービス	・自立支援ショートステイ
<ul><li>自立支援日常生活用具</li></ul>	・自立支援住宅改修
・ ケアマネジャー研修	・ケアプラン評価指導チーム
・専門チーム派遣・家族介護者教室	・介護給付費通知
・デイホーム	

#### ⑤ 当面継続するが検討を要する事業

・老人入院見舞金	• 長寿祝金	・ふれあい牛乳	

# かいごほけん ちゃくじつ すいしん 7. 介護保険の着実な推進

2006年度(平成18年度)からの新たな介護保険制度に対応すべく、地域包括
しえんととか必要です。特に、今後増加する認知症高齢者に対するケアを充実
すると共に引き続き在宅ケアを推進していくことが求められています。

# (1) **認知症対策の充実**

高齢者介護研究会報告書「2015年の高齢者介護」によれば、認知症高齢者は2015年(平成27年)には高齢者人口の約8%に当たる250万人に増加すると推計されています。認知症高齢者に対するケアの充実が求められています。認知症高齢者に対するケアの充実が求められています。認知症高齢者に対するケアの充実が求められています。認知症は、特別な病気ではないこと、早期発見・早期対応が求められること、特に脳血管性の場合は、脳内の血液循環をうながす治療により症状が改善する場合があることの周知をしていきます。また、地域での孤立を防止する観点からの見守り機能やネットワーク形成、権利擁護、さらに虐待防止の面から認知症高齢者を支える家族の支援への取組が必要です。

- **・認知症に関するPR**(早期発見・早期対応に資する)
- ・地域における見守り機能、ネットワークづくり
- けんりょうご ぎゃくたいぼうし かぞくしえん・権利擁護、虐待防止・家族支援

#### (2) 新予防給付への対応

新予防給付は、2006年(平成18年)4月から施行されています。サービスの種類としては、介護予防訪問介護・介護予防通所介護等15のサービスが加わりました。新予防給付の対象者は、心身の状態が維持又は改善できる可能性の高い者で介護認定審査会で判定された者です。これらの対象者には、通所介護(デイサービス)・通所リハビリテーション事業所を軸として、新予防給付に伴う新たなプログラムの展開が予定されているところです。

この場合の介護予防プランの作成は、地域包括支援センターの保健師が担うことになりますが、これまでのケアプランとの整合性、要介護認定後のケアプランとの継続性等を考慮し、業務の一部を適切な居宅介護支援事業所に委託しつ、最終的には、地域包括支援センターが責任を持ち、ケアプランを作成します。

# (3) 地域密着型サービスへの対応

地域密着型サービスは、認知症高齢者への対応を主眼に、市の指定、指導、監督のもとに導入されます。認知症対応型共同生活介護等その定員総数は、次期かいごほけんじぎょうけいかく さだ ひつよう 介護保険事業計画に定める必要があります。

また、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護(「通所」が基本で、
かっようになりに応じて「訪問」、「泊まり」などを組み合わせて提供するサービス)、夜間
たいおうがたほうもんかいご ていじてき じゅんかいほうもん くわ
対応型訪問介護(定時的な巡回訪問に加え、コール端末による呼出しにも対応するサービス)にも適切に対応する必要があります。

#### (4) (仮称)地域包括ケア会議の活性化

今後の高齢者の介護・支援に当たっては、地域包括支援センターを軸としながら、保健センター、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、介護保険施設、ときいいなくしきようぎかい、いりょうきかんと連携を図るともに、ネットワーク機能のきょうか、つと強化に努めます。

## かいごほけんじぎょうけいかく ちゃくじつ すいしん(5)介護保険事業計画の着実な推進

今後の高齢者介護・支援は、保健福祉事業と介護保険制度が一体となって取り く ひつよう 組む必要があります。このため、本計画及び介護保険事業計画の着実な推進が <sup>もと</sup> 求められます。

# (6) 今後3か年のサービス量の推計 ろうじんふくしじぎょう

ろうじんなくしじぎょう りょう もくひょう かいごほけんじぎょうけいかく さだ ひつようみこみ 老人福祉事業のサービス量の目標は、介護保険事業計画に定める必要見込 りょう 量をもって定めます。なお、その数値は別表のとおりです。

#### 別表 老人福祉事業量の目標

(介護とは、要介護1以上の者に提供、介護予防とは、要支援1・要支援2の者に提供するもの)

サービスの	の種類	2005年度	2008年度
ホームヘルプ		141, 147 回	145,892 回
	介護	122, 985 回	111,136 回
	介護予防	18, 162 回	34,756 回
訪問入浴		3,476 回	3,769 回
	介護	3,423 回	3,664 回
	介護予防	53 回	105 回
訪問看護		8,413 回	9,102 回
	介護	7,934 回	8,155 回
	介護予防	479 回	947 回
訪問リハビリ		391 回	420 回
	介護	388 回	418 回
	介護予防	3 回	2 回
デイサービス		27, 439 回	30,090 回
	介護	24,805 回	21,996 回
	介護予防	2,634 回	8,094 回
認知症専用デイ		0 回	2,224 回
	介護	0 回	1,593 回
	介護予防	0 回	631 回
小規模多機能		0 回	12,402 回
	介護	0 回	10,783 回
	介護予防	0 回	1,619 回
デイケア		20,356 回	22, 211 回
	介護	19,052 回	17,450 回
	介護予防	1,304 回	4,761 回
ショートステイサー	ビス	10,910 日	7,401 日
	介護	6,927 日	7,270 日
	介護予防	134 日	131 日
福祉用具貸与		6,537 人	6,984 人
	介護	5,752 人	5,431 人
	介護予防	785 人	1,553 人
居宅療養管理指導		2,431 人	2,640 人
	介護	2,258 人	2,298 人
	介護予防	173 人	342 人
居宅介護支援		12,604 人	13,468 人
	介護	9,576 人	9,417 人
	介護予防	3,028 人	4,051 人
老人福祉施設		2,832 人	2,832 人
老人保健施設		1,272 人	1,356 人
介護療養型施設		528 人	636 人

#### 8. 施策体系図

方 向

個別 施策

- ○高齢者の健康づくりの推進
- ○元気なくにたち健 康づくり計画の取 組
- ○老人保健法に基づ く事業の実施
- ○高齢者の社会参加 の推進
- ○介護予防の新しい展開
- ○地域包括支援センターの設置
- ○健康づくり部門等 との連携
- ○介護予防事業の実施
- ○包括的支援事業の実施
- ○保健福祉事業の実施
- ○高齢者の見守りネ ットワークづくり

- ○対話・閉じこもり対策 と安否確認
- ○高齢者の防災対策
- ○食事サービス
- ○訪問介護員(ホームへ ルパー)研修事業
- おむつ支給事業
- ○老人入浴券の支給
- ○その他各種事業

局齢者保健福祉計画

#### 9. 個別施策

## ① 新規事業

# 事業名1:対話、閉じこもり対策としての声かけと安否確認

現状と課題		本格的な高齢社会を迎え、高齢者のみの世帯や単身世帯が増加しており、国立市においても2005年(平成17年)1月現在で約2,200人が単身世帯である。自立している者も多いと考えられるが、近隣との交流が少なく閉じこもりがちになり、生活が不活発になっている者も多い。
目	的	高齢者の安否が確認でき、生きがいを持って日常生活が送れ るよう支援する。
丸	象	単身者又は高齢者のみの世帯
サ <sup>、</sup> 内	ービス <i>の</i> 容	個人のプライバシーに配慮する中で、高齢者宅を訪問し、声かけ、安否の確認等を行う。
実 施 内 容	2005 年度 2006 年度 2007 年度 2008 年度 2009 年度 2010 年度	実施方法の検討         計画の具体化         継続         継続         継続
実施方法		地域包括支援センターを中心に、民生委員などと協議し、具体的な実施方法を検討する。

事業名2:高齢者の防災対策

現状と課題		阪神淡路大震災、新潟中越地震、福岡県西方沖地震などの大 地震発生時やその他災害時に高齢者は災害弱者となる。災害時 に対する高齢者の防災対策は、十分とはいえない状況にある。
目	的	災害に備えるとともに、災害時の支援対策を実施する。
対	<b>象</b>	高齢者
サ <sup>、</sup> 内	ービスの 容	ワーキンググループを設置し、当事者の視点でとらえた災害 時対策について検討する。
	2005年度	しょうがいしゃ・高齢者を中心にしたワーキンググループの設
実	2006 年度	置。 実現可能なものから実施。
施内	2007年度	実現可能なものから実施。
容	2008年度	実現可能なものから実施。
	2009 年度	実現可能なものから実施。
	2010 年度	実現可能なものから実施。
実施方法		緊急を要するため、高齢者、しょうがいしゃ当事者等による ワーキンググループを設置し、意見集約後に市に提言する。

# ② 充実する事業 (レベルアップ事業)

事業名3:食事サービス

現状と課題		食事サービスは、居住地域により提供主体が決められてしまう。市内で転居した場合、今までの関係が継続できないこともあり、自由に選択できる仕組みにすることが必要である。また、本人負担金については、2005年(平成17年)10月から施設給付の見直しに伴い食費(食材料費及び調理コスト)が自己負担になったので、食事サービスについても、同様の措置を執ることが原則と考える。 また、介護予防という観点からは、配送するだけではなく、会食などによる食事提供も必要である。
B	)的	高齢者の健康を保持し、安否を確認するとともに地域社会で の孤立を防ぎ、高齢者の福祉向上を図る。
対	· 象	一人暮らし高齢者及びそれに準ずる者
サービスの 内 容		特定高齢者として低栄養と判定された者及び地域包括支援センターが食事サービスによる支援が必要と判定された者に対して、週2回から5回の食事を提供する。
実 施 内 容	2005 年度 2006 年度 2007 年度 2008 年度 2009 年度 2010 年度	提供方法等の検討 計画の具体化(実施) 継 続 継 続 継 続
実施方法		地域包括支援センターが中心にマネジメントし、民間事業者委託により実施する。

事業名4:訪問介護員(ホームヘルパー)研修事業(フォローアップ)

現状と課題		介護保険事業に従事する者の研修については、一義的には介護保険事業者の責務である。しかし、介護保険事業に従事する者の資質が向上することは、介護保険利用者にとってはメリットがあるので、サービス提供責任者や訪問介護員に対する研修の充実が必要である。
目	的	介護保険事業に従事する者の質的向上を目指す。
対	象	訪問介護事業に従事する者(サービス提供責任者・訪問介護員)
サ <sup>、</sup> 内	ービスの 容	市が主催する研修を実施する。
	2005年度	実施・継続
実	2006年度	
施	2007 年度	継 続
内容	2008年度	継 続
	2009 年度	継 続
	2010年度	継続
実施方法		現在実施しているケアマネジャー・訪問介護員に対する研修 に加え、サービス提供責任者に対する研修を主催する。

事業名5:おむつ支給事業

現状と課題		2004年度(平成16年度)から、紙おむつの支給を開始し、利用者も大幅に増えたところである。しかし、利用者が選択できるおむつの種類は限られているので、利用者の声を聞き、おむつの種類を増やしていくことが必要である。
目 的		身体上又は精神上のしょうがいによる寝たきり高齢者におむ つの貸与等をすることにより、当該寝たきり高齢者及びその介 護者の経済的、身体的負担を軽減し、在宅高齢者の福祉増進を 図る。
丸	象	高齢者
サ <sup>、</sup> 内	ービスの 容	選択できるおむつの種類を利用者や家族の声を聞く中で、増 やしていく。
実 施 内 容	2005 年 2006 年 200度 2008 年 2009 年 2010 年	利用者や家族の声を聞く。 実現可能なものから実施。 継 続 継 続 継 続
実施方法		事業者委託により実施する。

事業名6:老人入浴券の支給

現状と課題		現在、入浴券は閉じこもり予防の上から、70歳以上の一人暮らし世帯のみに支給されているが、風呂が無いために、公衆浴場を利用している例もある。高齢夫婦のみの世帯で、自宅に風呂が無い場合には対応していない。
目	的	高齢者の健康保持及び社会参加を助長することによつて、高 齢者の福祉増進を図る。
対	象	70歳以上の高齢者
サービスの 内 容		70歳以上の一人暮らし世帯に年48枚の入浴券を支給する。また、高齢者のみの世帯で、自宅に風呂の無い者にも一人年48枚の入浴券を支給する。
実	2005 年度 2006 年度	実施・継続
施	2007年度	継続
内	2008 年度	継 続
容	2009年度	継 続
	2010年度	継 続
実施方法		対象者に入浴券を支給する。

# ③ 継続する事業

事業名	事業内容	今後の対応と目標
	健康診査を受ける機会	多くの者が受診するよう
	のない者が、生活習慣病予	PR 等に努める。
	防のため、基本健診(医科)	
成人基本健康診査	と歯科健診を受けられる。	
	また、65歳以上の者の生	
	活機能評価を併せて実施	
	する。	
	介護予防や生活支援の	適切な支援を行うために
地域ケア会議	観点から適切な保健・福祉	継続する。
地域ケケ玄磁	サービスを提供するため	
	の総合的な調整を行う。	
	在宅で一定レベル以上	見守り施策として継続す
	の認知症状があり、日常的	る。
徘徊高齢者位置情報シ	に徘徊する者が PHS 端末	
ステム	を身につけることにより、	
	徘徊時に居場所の確認が	
	できる。	
	一人暮らしまたは高齢	見守り施策として継続す
	者のみの世帯で慢性疾患	る。
緊急通報システム	があり、常時注意が必要な	
	者がペンダント等の通報	
	機器を持ち、緊急時には消	
	防等に通報が入る。	<b>公司</b>
	一人暮らしで日常生活	住居の安定施策として継
/# 1. <i> </i>     <i> </i>	が自立していて、立ち退き	続する。 
借上住宅 	要求等で住宅を確保でき	
	ない者に、市が借上げた民	
	間アパートを提供する。	
	家賃を自分で支払って	住居の安定施策として継
	いる民間アパートに入居	続する。 
家賃助成	している者に家賃の3分	
	の 1 以内(毎月1万円が限	
	度)、を助成する。	

	住宅の取り壊し等で立	住居の安定施策として継
	ち退きを要求され自らの	続する。
住み替え家賃助成	費用で民間アパートに転	
	居する際の家賃差額等を	
	助成する。	
	要介護4・5の高齢者を	身体的、精神的、経済的
	過去1年以上介護保険の	負担を軽減する施策として
家族介護慰労金	サービスを利用しないで	継続する。
	介護している家族に年1	
	回10万円を支給する。	
	一人暮らしまたは高齢	日常生活の質の向上施策
	者のみの世帯で心身の障	として継続する。
  寝具乾燥消毒	害等で寝たきり状態の者	
<b>位</b>	に、月1回布団や毛布の乾	
	燥消毒、年1回水洗いを行	
	う。	
	3年に1回、70歳以上	高齢者の実態把握施策と
   高齢者実態調査	の単身世帯及び高齢者の	して継続する。
同即有大忠明且	みの世帯に対して、実態把	
	握やニーズ調査を行う。	
	集いの機会の少ない高	高齢者の交流できる場の
	齢者が、気楽に、自由に立	提供施策として継続する。
たまり場の継続	ち寄れる場として北福祉	
	館、西福祉館の一部をたま	
	り場として提供する。	
	訪問介護、通所介護、通	低所得者対策として継続
	所リハビリのサービスを	する。
介護保険低所得者特別	利用する者の世帯の生計	
対策(訪問・通所)	中心者が所得税非課税の	
	場合、利用者負担を7割軽	
	減し、3%とする。	
me to 1. A	「敬老の日」に75歳以	慶祝施策として継続する。
敬老大会 	上の者を対象に、敬老大会	
	を開催する。	
	100歳に到達者に誕	慶祝施策として継続する。
百歳記念品	生日に合わせて記念品を	
	贈る。	

	T	T
老人レジャー農園	趣味活動や健康、社会参	健康増進施策として継続
	加の増進が図れるよう1	する。
	区画9㎡の農園を利用で	
	きる。	
	地域を豊かにする社会	さらなる活動の活性化を
	活動や生活を楽しくする	目指し、運営費助成を継続
老人クラブ補助金	活動を行っている老人ク	する。
	ラブへ、運営費を助成す	
	る。	
老人クラブ連合会補助	老人クラブの指導的役	さらなる活動の活性化を
金	割を持つ連合会の活動に	目指し、運営費助成を継続
	対して運営費を助成する。	する。
	一泊 3,000 円以上の宿	健康増進施策として継続
保養施設利用助成	泊施設を利用した場合に、	する。
休食	一人年1回を限度に	
	2,000円を助成する。	
	学校法人の講座を受講	生きがい増進施策として
シルバー学習講座利用	した場合、一人1回受講料	継続する。
助成	の4分の1(5,000円を限	
	度)を助成する。	
7 17 24 4 A 11 12 A 14	生活習慣病、転倒骨折等	市民における普及推進員
くにたちオリジナル体	を予防するために運動の	制度を立ち上げ、協力しな
操の普及	継続化を図る。	がら普及していく。
老人性白內障特殊眼鏡等購入費助成	老人性白内障のため水	高齢者福祉施策として継
	晶体摘出手術を行ったが、	続する。
	身体上の理由で眼内レン	
	ズ挿入術を受けられない	
	者が、特殊眼鏡やコンタク	
	トレンズを購入した場合、	
	特殊眼鏡 1 対につき4万	
	円、コンタクトレンズ 1	
	対につき 25,000 円を助成	
	する。	
	/ 🗸 0	

# ④ 内容を見直した上で継続する事業

	一般がする事未	
事業名	事業内容	今後の対応と目標
	日常生活上や介護で支	地域支援事業の包括的支
総合相談・支援(在宅	障をきたす事等に関して、	援事業として、自立した生
介護支援センター)	相談を行い、必要に応じて	活が送れるよう支援する。
	各種サービスにつなげる。	
	健康診査結果や医療受	介護予防事業として健康
健康手帳	診状況を記録する健康手	な生活が送れるよう支援す
	帳を配布する。	る。
	肥満、糖尿病、高脂血症	地域支援事業の介護予防
健康教育	等に関し、運動・調理実践、	事業として、健康な生活が
	個別指導を行う。	送れるよう支援する。
	健康や栄養に関し、来所	地域支援事業の介護予防
健康相談	や電話で相談に応じる。	事業として、健康な生活が
		送れるよう支援する。
	看護師、栄養士等が介護	地域支援事業の介護予防
	状態を予防したい者や介	事業として、健康な生活が
訪問指導	護をしている家族を訪問	送れるよう支援する。
	し、日常生活上の相談・助	
	言を行う。	
	高齢者生活機能健診に	地域支援事業の介護予防
	おいて、転倒・虚弱・尿失	事業として転ばない身体づ
転倒骨折予防教室	禁で要トレーニングとな	くりを目指す。
	った者に講義と運動実技	
	を行う。	
低栄養予防教室	高齢者生活機能健診に	地域支援事業の介護予防
	おいて、低栄養で改善が必	事業として栄養状態の改善
	要となった者に講義と調	を目指す。
	理実習を行う。	
機能訓練	病気、けがや老化などで	地域支援事業の介護予防
	身体に不自由がある者が	事業としてグループ活動を
	自主的に地域でグループ	支援する。
	, , , , ,,	
地域型訪問歯科健康診査	活動できるよう支援する。	
	介護保険施設や通所施	介護予防事業として、健康の保持、増進な図る
	設を訪問し歯科健診や口	康の保持・増進を図る。
	腔衛生指導及び相談を行	
	う。	

	在宅で日常生活に支障	介護予防事業として、ふ
自立支援デイサービス	のある者が施設に通い、簡	れあいや健康の保持を図
	単な運動・レクリエーショ	る。
	ンを楽しむ。	
自立支援ホームヘルプ サービス	在宅で日常生活に支障	介護予防事業として、自
	のある者にホームヘルパ	立した生活が送れるよう支
	ーを派遣し、炊事・洗濯等	援する。
	家事援助を行う。	
自立支援ショートステ	家族の病気等により在	地域支援事業の介護予防
	宅で日常生活に支障のあ	事業として介護者を支援す
1	る者が、一時的に施設に入	る。
	所する。	
	在宅で日常生活に支障	介護予防事業として、自
自立支援日常生活用具	のある者に入浴補助用具、	立した生活が送れるよう支
	安全杖等を給付する。	援する。
	在宅で日常生活に支障	介護予防事業として、自
	のある者の居宅の手すり	立した生活が送れるよう支
自立支援住宅改修	取付け、段差の解消、便器	援する。
	の洋式化等の工事に給付	
	する。	人士マ叶市光し、アート
	ひとり暮らしや家庭内	介護予防事業として、ふ
デイホーム	に引きこもりがちな者が、	れあいや健康の保持を図
	施設に通い、健康づくり、	る。
	生きがい活動を行う。	
	研修などを通じてケア	地域支援事業の包括的支
トマーラジュー工版	マネジャーの質の向上を	援事業として、ケアマネジ
ケアマネジャー研修	支援するとともに、個別ケースに関いて地道の場合は	ャーを支援する。
	ースに関して指導、助言を	
ケアプラン評価指導チーム	行う。	トマーウバー カレマー
	ケアマネジャーが作成	ケアマネジャーのケアプ
	したケアプランについて、	ラン作成能力の向上を支援
	専門家が評価を行い、必要に対して知りに共道。助意	する。
	に応じて個別に指導・助言	
	を行う。	

専門チーム派遣	ケアマネジャーがケア	ケアマネジャーを支援す
	プランを作成するにあた	る。
	り、認知症への対応やリハ	
	ビリテーション等専門性	
	が高い個別ケースについ	
	て、理学療法士や作業療法	
	士などが助言を行う。	
家族介護者教室	介護方法や介護予防、介	地域支援事業のその他事
	護者の健康づくり等につ	業として、介護者を支援す
	いての技術や知識を習得	る。
	するための教室を開催す	
	る。	
介護給付費通知	年4回、介護給付費の利	地域支援事業のその他事
	用状況について個別に通	業として、介護給付費の適
	知する。	正化を進める。

## ⑤ 当面継続するが検討を要する事業

事業名	事業内容	今後の対応と目標
老人入院見舞金	1 年以上市内に居住し	当面、老人の生活の安定、
	ている高齢者が7日以上	福祉の増進を図ることを目
	入院した場合に、入院日数	的に継続するが、検討が必
	に応じて見舞金を支給す	要である。
	る。	
長寿祝金	毎年9月に77歳、88歳、	当面、敬老と長寿を祝う
	99 歳到達者に対して、祝	ことを目的に継続するが、
	金1万円を支給する。	検討が必要である。
ふれあい牛乳	地域社会との交流が少	当面、高齢者の健康増進
	ない 70 歳以上の一人暮ら	を図るとともに地域社会で
	しの者に週3回牛乳等を	の孤立を防ぐことを目的に
	届ける。	継続するが、検討が必要で
		ある。